令和7年度決算に基づく健全化判断比率等について

宝達志水町財政課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について

■健全化判断比率等の公表等■

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の長は、毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びに公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

■財政の早期健全化及び財政の再生■

健全化判断比率により「健全段階」、「早期健全化段階」、「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合(健全化判断比率が「早期健全化基準」や「財政再生基準」を超えた場合)は、財政健全化、再生に向けた計画の策定や外部監査の実施などが義務付けられます。

■公営企業の経営の健全化■

公営企業の資金不足比率が経営健全化基準である20%以上となった場合は、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

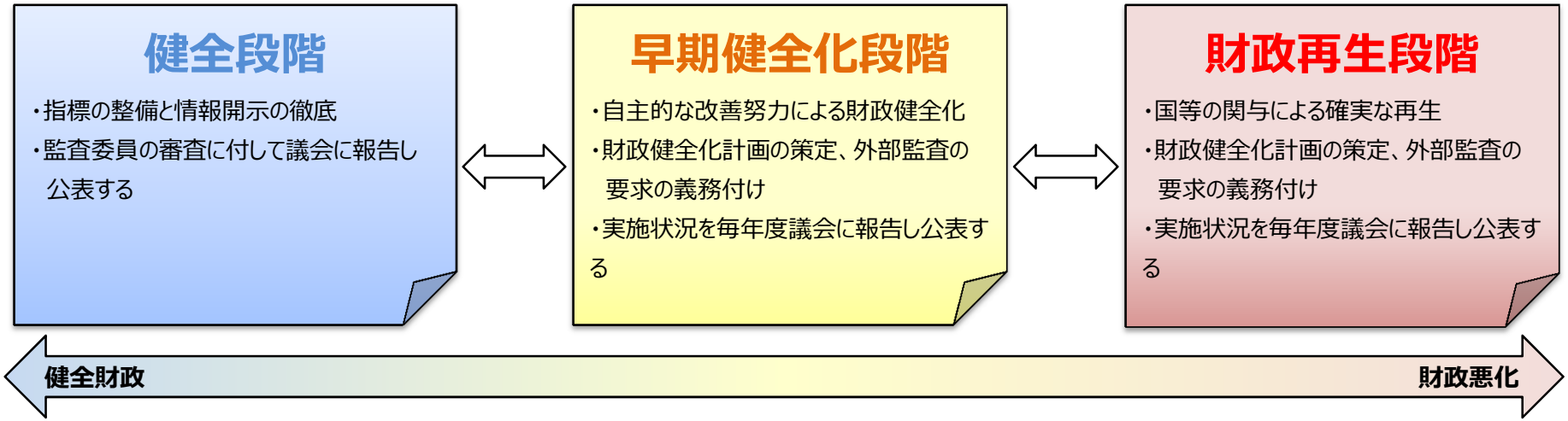

健全化判断比率の各指標

指標名	説　明
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。 ※黒字の場合は、表示されません。
連結実質赤字比率	すべての会計の赤字と黒字を合計し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の深刻度を示すものです。 ※黒字の場合は、表示されません。
実質公債費比率	借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。小さければ小さいほど健全な財政運営であると言えます。 ※実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行に県知事等の許可が必要です。
将来負担比率	地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。なお、将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。
資金不足比率	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

健全化判断比率等の対象

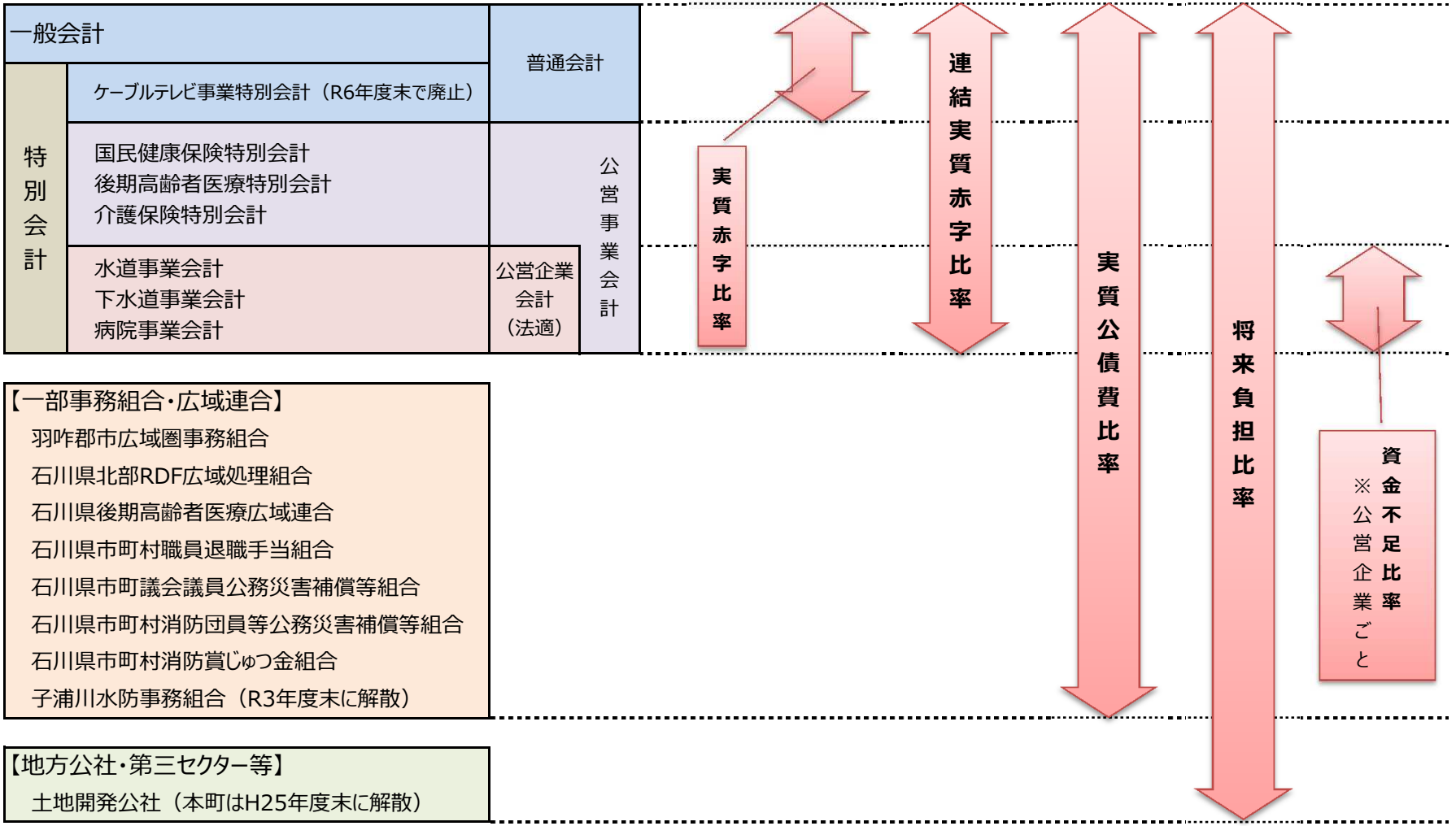

健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果（１）

１　健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率（３カ年平均）	将来負担比率
H22決算	—	—	**21.3**	**217.8**
H23決算	—	—	**21.0**	**199.1**
H24決算	—	—	**20.2**	**170.9**
H25決算	—	—	**18.6**	**144.3**
H26決算	—	—	**16.9**	**141.9**
H27決算	—	—	**14.5**	**108.2**
H28決算	—	—	**12.9**	**97.2**
H29決算	—	—	**10.7**	**60.9**
H30決算	—	—	**8.0**	**35.3**
R1決算	—	—	**6.2**	**23.8**
R2決算	—	—	**5.2**	**27.1**
R3決算	—	—	**6.5**	**24.3**
R4決算	—	—	**7.3**	**12.1**
R5決算	—	—	**8.5**	—
R6決算	—	—	**7.6**	—
R7決算	—	—	**6.8**	—

早期健全化基準	14.64	19.64	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率で赤字額がない場合及び将来負担比率で比率なしの場合は「—」と表記しています。

（参考）単年度の実質公債費比率

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
単年度比率	21.0	20.4	19.3	16.1	15.4	12.2	11.2	8.7	4.0	6.1	5.6	7.9	8.5	9.4	4.9	6.2

健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果（２）

２　資金不足比率

	水道事業会計	下水道事業会計	病院事業会計
H22決算	―	―	―
H23決算	―	―	―
H24決算	―	―	―
H25決算	―	―	―
H26決算	―	―	―
H27決算	―	―	―
H28決算	―	―	―
H29決算	―	―	―
H30決算	―	―	―
R1決算	―	―	―
R2決算	―	―	―
R3決算	―	―	―
R4決算	―	―	―
R5決算	―	―	―
R6決算	―	―	―
R7決算	―	―	―

※資金不足額がない場合は「―」と表記しています。

経営健全化基準	**20.0**

健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも「早期健全化基準」および「経営健全化基準」を下回っています。

（参考資料）健全化判断比率に関する算定様式

総括表① 健全化判断比率の状況 （令和7年度決算）

Ver.07.00

（単位：%）

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
173860	石川県	宝達志水町	－	－	6.8	－

団体区分　5.町村

↑※必ず選択して下さい。

（単位：%）

標準財政規模（千円）	うち臨時財政対策債発行可能額	早期健全化基準	14.64	19.64	25.0	350.0
5,603,705	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 （令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名 **石川県宝達志水町**

（単位：千円）

会計名			実質収支額	（分母比）
一般会計等	一般会計		540,705	9.6
	一般会計等に属する特別会計			
小計			540,705	9.6
標準財政規模			5,603,705	100.0
実質赤字比率（%）			**-9.64**	※

会計名		実質収支額	（分母比）
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	宝達志水町国民健康保険特別会計	1,989	0.0
	宝達志水町介護保険特別会計	310	0.0
	宝達志水町後期高齢者医療特別会計	4,392	0.1

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

会計名			資金不足・剰余額	（分母比）
法適用企業	宅地造成事業以外	宝達志水町水道事業会計	553,164	9.9
		宝達志水町下水道事業会計	273,305	4.9
		宝達志水町病院事業会計	668,747	11.9
	宅地造成事業			
法非適用企業	宅地造成事業以外			
	宅地造成事業			
合計			2,042,612	36.5
標準財政規模（再掲）			5,603,705	100.0
連結実質赤字比率（%）			**-36.45**	※

総括表③ 実質公債費比率の状況（令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名 石川県宝達志水町

（単位：千円）

	① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く）（３③Ａ表「元利償還金」欄の数値を転記）	② 積立不足額を考慮して算定した額（３①表「エ」欄の数値を転記）	③ 満期一括償還地方債の１年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）（３①表「ウ」欄の数値を転記）	④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金（３②表「合計※」欄の数値を転記）	⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	⑦ 一時借入金の利子	⑧ 特定財源の額（３③Ａ表「特定財源計」欄の数値を転記）	⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	⑩ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	⑪ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る）
令和5年度	792,217			546,826	39,557			12,008	245,243	661,577	48,940
令和6年度	747,983			362,832	34,182			10,114	171,120	693,563	48,702
令和7年度	801,057			452,526	47,857			8,474	236,229	722,696	48,690

	⑫ 標準税収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債発行可能額
令和5年度	2,140,666	3,159,227	30,845
令和6年度	2,096,020	3,320,706	14,821
令和7年度	2,166,277	3,437,428	

	⑮ 地方財政法第５条の３第４項第１号の規定に基づき総務大臣が定める額（特別区のみ記入）
令和5年度	
令和6年度	
令和7年度	

	実質公債費比率（単年度）
令和5年度	9.39049
令和6年度	4.90239
令和7年度	6.20856

実質公債費比率（３か年平均）
6.8

（参考）

	⑥の内訳								
	ＰＦＩ事業に係る債務負担行為に係るもの（省令第７条第１号）	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの（省令第７条第２号）	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金（省令第７条第３号）	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料（省令第７条第４号）	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助（省令第７条第５号）	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出（省令第７条第６号）	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出（省令第７条第７号）	その他これらに準ずると認められるもの（省令第７条第８号）	利子補給に係るもの（政令第12条第４号）
令和5年度									
令和6年度									
令和7年度									

総括表④ 将来負担比率の状況（令和7年度決算）

Ver.07.00

団体名 **石川県宝達志水町**

将来負担額

（単位：千円）

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等（損失補償、信託、貸付）	連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
7,198,752	0	3,828,620	245,938	894,700	0	0	0	0	0	0	0
（分母比） 157		83	5	20							

充当可能財源等

（単位：千円）

充当可能基金	充当可能特定歳入	うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額
4,633,085	67,120	0	10,423,938
（分母比） 101	2		227

将来負担額 A		充当可能財源等 B		A － B		将来負担比率（%）
12,168,010	264.7	15,124,143	329.1	−2,956,133	−64	−
標準財政規模 C		算入公債費等の額 D		C － D		
5,603,705	121.9	1,007,615	21.9	4,596,090	100	−64.3